

福岡県公報

令和八年三月十三日
第六百七十八号
増刊
①

目次

条 例 (第一号・第二号)

○ふるさと福岡県応援基金条例

(税務課) ……………一

○福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例

(教育庁高校教育課) ……………一

公布された条例のあらまし

◇ふるさと福岡県応援基金条例

1 地域再生法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業その他魅力ある地域づくりに資する事業を推進するため、ふるさと福岡県応援基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例

1 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用に充てるため、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

ふるさと福岡県応援基金条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県条例第一号

ふるさと福岡県応援基金条例

(設置)

第一条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第二号に規定するまち

・ひと・しごと創生寄附活用事業その他魅力ある地域づくりに資する事業を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、ふるさと福岡県応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県条例第二号

福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。